

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）に基づく整理／私立学校の場合／「5」は根拠箇所、「p.」は同ガイドラインのページ



●立校校：当該地方公共団体の教育委員会を組織して、当該地方公共団体の長に報告（第29条第3項）。地方公共団体の長等は、必要があると認めるときに再調査を行う（第32項）。再調査を行ったときはその結果を議会に報告する（第33項）。

●公立大学設置校：国公立大学の学長又は理事長を経由して、文部科学大臣に報告（第29条第3項）。●公立大学設置校：公立大学の学長又は理事長を経由して、当該公立大学法人が設置する地方公共団体の長に報告（第29条第3項・29条第6項）。

●私立校：当該校を管理する都府県知事に報告（第29条第3項）。●設置協議会が設置する学校：代表役員又は代表執行役員を経て、設置地方公共団体の長に報告（第32条第1項）。●再調査は、報告を受けた文部科学大臣、都府県知事、地方公共団体の長等が必要があるときに行う（第29条第2項・30条第1項・31条第2項・32条第2項）。

は重大事態を把握する入口。3つは並列の入口で相互に制置関係はない。受付（教員・学校法人・都教委等）は、臨時的申立て等を学校へつなぐ窓口。

に対応、破線の矢印は「望ましい」「考えられる」対応を示す。所見書は、調査主体が調査結果を長等へ報告する際
 の枠に【課題・論点】の同じ番号の項目があることを示す。クリックすると下の該当項目へ移動する（SVG版のみ）